大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市及び加古郡播磨町の区域
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市及び都窪郡の区域
広島県	呉市、竹原市、三原市、尾道市及び福山市の区域
山口県	大島郡の区域
徳島県	全域
香川県	全域
愛媛県	全域
高知県	全域
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、東国東郡及び速見郡の区域
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、児湯郡新富町及び東臼杵郡門川町の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十三年四月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○内閣府財務省告示第一号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年内閣府財務省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦

第一号2中「電気事業を営む者」を「電気事業の用に供する設備の整備を行う者」に改める。
第一号3中「ガス事業を営む者」を「ガス事業の用に供する設備の整備を行う者」に改める。
第一号6(1)中イを削り、ウをイとし、エをウとし、エとして次のように加える。
エ　拠点関連長期滞在型宿泊施設
第一号6(2)中イを削り、ウをイとする。
第一号12中「使用」を「導入」に改める。
第二号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

○内閣府財務省告示第二号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法等を定める件（平成二十年内閣府財務省告示第六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦

第二条第三号の次に次のように加える。
四　前三号に掲げる場合のほか、特に考慮すべき場合として沖縄振興開発金融公庫が主務大臣の承認を受けて定める場合に該当すること。

○内閣府財務省告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦

第一号8中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とする。
第一号9(1)中「使用」を「導入」に改める。
第二号3(1)中イを削り、ウをイとし、エをウとし、エとして次のように加える。
エ　拠点関連長期滞在型宿泊施設
第二号3(2)中イを削り、ウをイとする。

○内閣府財務省告示第四号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦

第十二号を次のように改める。
十二　令第二条第七号の資金
1　品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
2　情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
3　卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
4　卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資